



Accredited
School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
<http://www.airtransport-tozai.com>

2011 包装基準の移行措置に関するガイダンス

2010年11月26日

国際民間航空機関 (ICAO) の「航空による危険物の安全輸送に関する技術指針」(Technical Instructions) とそれを受け継いだ IATA の危険物規則書に記されている包装基準 (Packing Instructions) は、ICAO の危険物パネル (DGP - Dangerous Goods Panel) が過去 4 年間、広範囲にわたる検討を加えた産物です。これらの新しい包装基準 (Packing Instruction) が IATA 危険物規則書の第 5 章に載せてあります。

ICAO の危険物パネル (DGP) は荷送人が、既に旧版で準備が済んでしまっている危険物貨物を消化できるよう、3 ヶ月の移行猶予期間を設けました。この移行猶予措置は危険物規則書の第 51 版を用いて 2010 年 12 月 31 日以前に準備されてしまっている危険物貨物を 2011 年 3 月 31 日まで出荷できるようにしたものです。この事は DGR 5.0.6.2 に Note として追記されています。

Note:

本規則書の発行によって新しい包装基準が実施になるが、荷送人の利便のため、2010 年 12 月 31 日以前に第 51 版の包装基準を使用して準備した包装物は 2011 年 3 月 31 日まで輸送に供しても差し支えないものとする。この過度期のルールを使用した場合、荷送人は危険物申告書に第 51 版の古い包装基準を明記しなければならない。

IATA は 52 版の危険物規則書に新しい付録“H”を、航空会社の受託担当者の受託作業の一助として挿入してあります。付録“H”には国連番号順に、旧版の包装基準番号と最大許容数量を記した表が入っています。

この移行猶予措置を利用して貨物を出荷する場合は、危険物申告書には DGR 51 版の包装基準番号を明記しなければなりません。この場合、危険物申告書の日付は、実際に申告書が作成された日、即ち、2011 年 3 月 31 日を含む、2011 年 3 月 31 日以前の日うちに申告をすることになります。

記憶に留めて頂きたい重要な点は、今回の包装基準の改編により、各々の包装基準にあった不調和を取り除き、物質や物件を体系的に包装基準に当てはめて行くように改め、特別包装要件 (PPR - Particular Packing Requirements) を無くしたことです。従って、51 版で準備された包装物は、52 版で整えられた包装物と同等の安全性を持っているということです。